


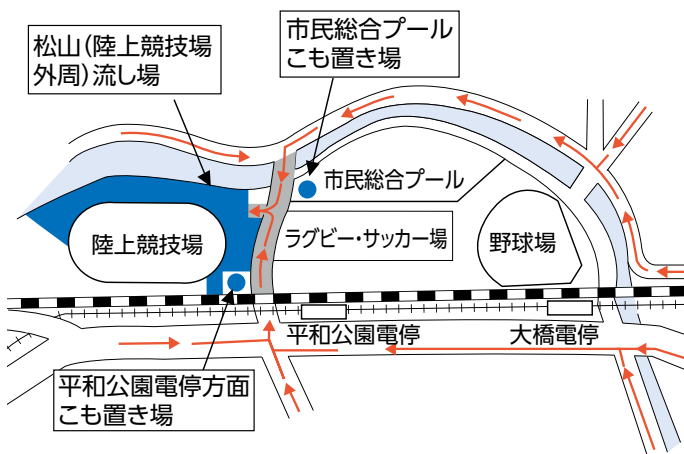
8月15日(木)の「精霊流し」のお知らせ

問い合わせ【コースと交通規制】最寄りの警察署【流し場】廃棄物対策課 ☎ 829-1159

流し場へのコースと交通規制

流し場付近は、車両通行止めの区間()があります。※(➔)は精霊船の通行方向、(●)は、こも置き場

松山流し場(交通規制は午後6時～)



元船・松が枝流し場(交通規制は午後5時～)



上記以外の主な流し場、こも置き場

地区	場所
東部	日見公園
	東部下水処理場前
西部	旭町海岸(十八親和銀行付近)
	小神地域センター前埋立地
	神浦港
北部	琴海南部総合センター駐車場
	北陽公園、平宗公園(こものみ)
	浦上浄水場(全長2m未満の小型船のみ)

地区	場所
南部	茂木片町
	南部下水処理場
	えがわ運動公園駐車場
	深堀6丁目埋立地
	岩崎鼻埋立地
	蚊焼漁協横
	野母崎診療所裏
	高島町西海岸グラウンド駐車場
	伊王島開発総合センター横

流し場、こも置き場の受け入れ時間は午後5時から9時まで

午後5時より早い時間からこもの受け入れを開始する流し場もあります。
詳しくは長崎市HPで▶



マナーを守りましょう

- ・流し場内は全ての花火が使用禁止
- ・花火の空き箱などのごみは必ず持ち帰りましょう。
- ・ロケット花火や連発式花火など、**火災やけがの原因となる花火は使用不可**。花火の使用によって人や物に損害を与えた場合、処罰される場合があります。
- ・精霊船やこもは海に流さず、決められた流し場に持って行ってください。
- ・道路で船を作る場合や全長2m以上の船を流す場合は、警察署の道路使用許可が必要です。最寄りの警察署へお尋ねを。

